

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき・すこやかプラン 21 (第3次) (素案)	
意見募集の趣旨	<p>さぬき市では、健康増進法に基づき「さぬき市健康増進計画」を策定しています。本計画が令和7年3月末で計画期間を終了することから、来年度以降の取組について、健康と関連の深い、「食育推進計画」及び「自殺対策計画」と併せ、次期計画として「さぬき・すこやかプラン 21 (第3次)」(案)を策定しましたので、皆さまからのご意見を募集します。</p> <p>なお、提出されたご意見は、さぬき市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定委員会に資料として提出しますが、ご意見に対する個人への回答はいたしませんので、ご了承ください。</p>	
公表資料	政策等の概要	さぬき・すこやかプラン 21 (第3次) (素案) ※さぬき市健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画
	関連資料	
公表方法 公表場所	・さぬき市ホームページ	
	・さぬき市健康福祉部国保・健康課 (寒川庁舎) 窓口	
	・さぬき市市民部生活環境課 (本庁) 窓口	
	・	
意見の 募集方法	募集期間	令和6年12月20日 ~ 令和7年1月24日
	提出 できる人	・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方 ・施策等の案に直接的な利害関係を有する方
	提出方法	・窓口への持参 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール
	提出様式	「さぬき・すこやかプラン 21 (第3次)」(案)に対する意見書
意見の 公表予定 時期	【令和7年2月頃】	

施策等の案についてのお問合せ先 (意見の提出先)

さぬき市役所健康福祉部国保・健康課
住所：〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲935番地1
電話：0879-26-9908 ファクシミリ：0879-26-9947
電子メール：kenkou@city.sanuki.lg.jp